山下江法律事務所主催 企業法務セミナー

第12回「時効にかけない債権管理術」

2014年9月25日 弁護士田中 伸

第1 時効について

- 1 「時効」という言葉のイメージ
 - 一般に、長期間が経過して、効力や拘束力がなくなること(広辞苑より)。
 - → 自分に不都合な事項について、長期間が経過したことを理由に、なかった ことにしようとするイメージか(「○○の件はもう時効だ」など)。
- 2 時効とは
 - 一定の事実状態が長期間継続する場合に、それが真実の権利関係と一致する か否かを問わず、そのまま権利関係として認めようとする制度。
- 3 時効の種類
 - (1) 取得時効

権利者としての事実状態が継続していることを根拠に, 真実の権利者とみなすもの。

(2) 消滅時効

権利不行使の事実状態を根拠として、権利の消滅を認めるもの。

- 4 時効の存在理由
 - (1) 法律関係の安定

長期間にわたって継続した事実関係を法律上も尊重することによって,法 律関係全体の安定を図る必要がある(「静かなものを動かすな」)。

(2) 「権利の上に眠っている者」は、法律上の保護を受けるに値しない。

(3) 証明困難の救済

長期間の経過によって,権利関係を証明する資料が散逸し,立証が困難となりがち。時効によって救済する必要がある。

第2 消滅時効について

- 1 消滅時効の要件
 - (1) 権利不行使という事実状態が、一定期間継続していること
 - ① 時効期間の起算点(民法 166 条 1 項) 権利を行使することができる時から時効は進行する。
 - ※ 返済期限の定めがある債権
 - ※ 返済期限の定めがない債権
 - ② 時効期間の満了
 - ⇔ 時効の中断
 - ⇔ 時効の停止
 - (2) 消滅時効の援用(民法 145条)

消滅時効によって利益を得る者が、時効が完成したことを援用(主張)しなければならない。

- → 時効期間の満了により、自動的に消滅するのではない。
- ⇔ 時効利益の放棄
- ⇔ 時効援用権の喪失
- 2 消滅時効の対象となる権利(民法 167条)
 - (1) 債権

特定の人に対して,一定の給付を請求しうる権利(貸金請求権,売掛金請求権,損害賠償請求権,寄託物の返還請求権など)

- (2) 所有権以外の財産権(地上権など)
 - → 所有権は消滅時効にかからない。但し、取得時効が完成した結果、所有

権を失うことはある。

第3 時効期間

- 1 原則(民法167条)
 - (1) 債権は10年(同条1項)
 - (2) 所有権以外の財産権は20年(同条2項)
- 2 例外
 - (1) 商事債権

5年(商法522条)

- → 商取引は迅速に処理し、早期に安定させる必要があるため。
- (2) 短期消滅時効(民法 169条~174条など)(別紙 1参照)
 - → 日常の取引から生じる債権で、短期間で決済する取引慣行があり、取引 に関して書面を作成しないことが多く、証明が困難となりやすいため。
- (3) 確定判決等により確定した権利(民法174条の2第1項)
 - 10年より短い時効期間の定めがある権利であっても、10年
 - ※ 判決確定時までに弁済期が到来していない債権は除く(同条2項)。
 - ※ 公正証書にて定めた権利は対象外。
- (4) 債務不履行による損害賠償請求権
 - 10年(民法167条1項)

但し、商事契約に基づく債務不履行の場合は、5年(商法522条)

(5) 不法行為による損害賠償請求権 損害及び加害者を知った時から,3年(民法724条)

第4 時効の中断

1 時効の中断とは

時効の進行中に、「一定の事実状態の継続」という時効の前提を覆すような

事情が発生したことを理由として, それまでの時効期間の進行を無意味に(リセット) すること。

- 2 中断事由(民法147条~156条)
 - (1) 請求 (民法 147 条 1 号)
 - ① 裁判上の請求(民法149条)
 - → 訴えを提起しても、却下または取り下げの場合は、中断の効力は生じない。
 - ② 支払督促(民法 150条)
 - → 期間内に仮執行宣言の申立てをせず、その効力を失うときは、中断の 効力は生じない。
 - ③ 和解・調停の申し立て(民法 151 条)
 - → 申し立てても、相手方が出頭せず、又は和解・調停が調わないときは、 1か月以内に訴えを提起しなければ、中断の効力は生じない。
 - ④ 破産手続,再生手続,更生手続参加(民法152条)
 - → 債権届出を取り下げ、または、届出が却下されたときは、中断の効力 は生じない。
 - ⑤ 催告(=裁判外の請求)(民法153条)
 - → 催告後6か月以内に,前記①~④の請求や下記(2)の手続をしなければ, 中断の効力は生じない。
 - ※ 裁判外での請求を続けていても、それだけでは中断の効力は生じないことに注意!
 - (2) 差押え, 仮差押え, 仮処分(民法 147条2号, 154条)
 - → 差押え等が取り消されたときは、中断の効力は生じない。
 - (3) 承認(民法147条3号)

時効の利益を受ける者が、時効によって権利を失うべき者に対して、その 権利の存在を認めるような行為をすること。

(具体例)

債務残高の承認,債務の一部弁済,利息の支払い,担保の提供,支払猶予の懇願など。

3 中断後の時効の進行(民法 157 条)

中断した時効は、その中断の事由が終了した時から、新たにその進行を始める。 裁判上の請求によって中断した時効は、裁判が確定した時から、新たに その進行を始める。

第5 時効の停止

1 時効の停止とは

時効完成の直前に、権利者が時効の中断をすることが困難な事情が発生した ときに、権利者を保護するため、時効の完成を猶予する制度。

- 2 停止事由(民法 158 条~161 条)
 - (1) 未成年者又は成年被後見人が権利者の場合(民法 158条)

時効期間満了の6か月以内の時期に、それらの者に法定代理人がないときは、それらの者が行為能力者になるか、法定代理人が就職した時から6か月を経過するまでの間は、時効は完成しない。

- (2) 夫婦間の権利(民法 159条) 婚姻解消の時から6か月を経過するまでの間は、時効は完成しない。
- (3) 相続財産に関する権利(民法 160条) 相続人の確定,相続財産管理人の選任又は破産手続開始決定の時から 6 か 月を経過するまでの間は,時効は完成しない。
- (4) 天災等の場合(民法 161 条)

時効期間満了時に、天災その他避けることのできない事変のために、時効中断ができないときは、その障害が完成した時から2週間を経過するまでの間は、時効は完成しない。

- 第6 時効利益の放棄と時効援用権の喪失
 - 1 時効利益の放棄(民法 146条)時効の利益は、あらかじめ放棄することはできない。
 - ⇔ 時効完成後に、時効を援用せず、その利益を放棄することは可能。 なお、放棄するに当たり、時効完成を知っていることを要するというのが 判例の考え方。
 - 2 時効援用権の喪失

時効完成後に、そのことを知らずに債務の承認に当たる行為をしたとしても、 消滅時効を援用することは許されない(最高裁昭和41年4月20日判決)。

第7 時効にかけない債権管理術 別紙2参照

【資料】

1 三省堂・模範六法2014 (一部抜粋) 1部

条文			債権の内容	時効期間
民法169条			定期給付債権(年又は年より短い時期によって定めた金銭その他の物 の給付を目的とする債権)	5 年
			→ 賃料,マンション管理費など 一定の期間が経過するごとに発生する債権)	
			⇔ 従業員の給与	
民法170条		1号	医師,助産師又は薬剤師の診療,助産又は調剤に関する債権	3 年
			→ 病院・医療法人(公立病院を含む)の債権にも適用がある。	
			工事の設計,施工又は監理を業とする者の工事に関する債権	
		2号	→ 土木建築を業とする法人の債権にも、適用があると考えられている。	
民法172条	1項		弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権	2 年
			→ 司法書士, 税理士などの他士業への適用については消極的か?	
民法173条		1号	生産者, 卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る 債権	2 年
			生産者とは、天然力・人力・機械力のいずれを問わず、一般に物 → を産出する者。 近代的工業設備によって物を産出する者にも適用がある。	
			→ 商人の商品売却代金は本号により2年の消滅時効にかかる。	
		2号	自己の技能を用い,注文を受けて,物を製作し又は自己の仕事場で他 人のために仕事をすることを業とする者の仕事に関する債権	
			→ 建具屋, 靴屋, 家具製造人, 理髪師, クリーニング屋など。	
			機械設備を備え、帳簿も明確な近代的企業の活動を行う場合は、 ⇔ 本号に該当しない(自動車修理工場、最高裁昭和40年7月15日判 決)。	
		3号	学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育,衣食又は寄宿の代価について有する債権	
民法174条		1号	月又は月より短い時期によって定めた使用人の給料に関する債権	1 年
			⇔ 労働基準法の適用を受ける労働者の給料は、2年の消滅時効にかか る。	
		2号	自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の 代価に係る債権	
			→ 大工, 左官, 俳優, プロスポーツ選手など。	
		3号		
		4号	旅館,料理店,飲食店,貸席又は娯楽場の宿泊料,飲食料,席料,入 場料,消費物の代価又は立替金に係る債権	
		5号	動産の損料にかかる債権	
			→ 日常頻繁に生ずる動産の短期の賃貸借による賃料 ・ 貸衣装、貸本、貸しボート、自動車・自転車のレンタル	

民法改正の議論において、「短期消滅時効制度を廃止して、できる限り時効期間の統一化ないし単純 化を図るべきである」という考え方が提示されており、今後大きく変わる可能性がある。

【消滅時効にかけない債権管理術】

時効期間の起算点 **★**「消滅時効を完成させない = **時効の中断**1 債務を承認してもらう。

- 関係を承認してもりり。
 - ① 残高確認書に署名・押印してもらう(参考書式参照)。
 - ② 債務を一部返済してもらう。
- 2 1がダメなら、訴訟提起等を検討する。
 - ※ 裁判外の請求をいくら続けても、それだけでは時効は中断 しないことに注意すること。

時効期間の満了

★ ◄………… 消滅時効の援用をできないようにする = 時効援用権の喪失

△ 時効利益の放棄

1 消滅時効を援用される前に、債務の承認に当たる行為をしてもらう。

消滅時効の援用

残高確認のお願い

平成26年10月1日

○○○○株式会社 御中

〒○○○-○○○ 広島市○○区○○町○-○-○ □□□□株式会社 代表取締役 ○ ○ ○ ○

拝啓 貴社におかれましては、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。 さて、弊社は、財務諸表について、内部調査を実施しております。

つきましては、弊社の貴社に対する売掛金残高を確認させていたたきたく存じますので、ご多忙のところ恐れ入りますが、平成26年10月〇日までに、同封の残高確認書に必要事項をご記入いただき、同封の返信用封筒にて弊社宛ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

(参考書式)

【残高確認書】

平成26年9月30日現在の弊社(□□□□株式会社)帳簿上の式会社)に対する売掛金残高は下記の通りです。 記	の貴社(〇〇〇〇株					
【弊社帳簿上の売掛金残高】(平成26年9月30日現在)						
	30,000円					
② 平成26年8月納品分(支払期限:同年9月末日)						
③ 平成26年9月納品分(支払期限:同年10月末日)						
	160,000円					
Д Н Г	100, 000,					
(貴社回答欄)						
平成26年9月30日現在の残高について、下記の通り確認いたしました。						
□ 上記の金額に相違ありません。						
□ 金額に相違があります。(残高合計:(備考)	円)					
平成 年 月 日						
貴社所在地						
中 41 <i>4</i> 2						
貴社名						
代表者名						

。(最判昭42・10・27民集二保に供した者は、なお、右債棄しても、当該債務のため自

自己の

八消所

操は、保

四た

ひは

四効

総則

資 料

*同一規定(刑訴五五1) 即時から起算する。 その期間は、

第一四〇条 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、 の始まるときは、この限りでない。 ・初日平久(手七三・七七1億、小六二、刑訴五五1、税通一〇1 ・初日平久(手七三・七七1億、小六二、刑訴五五1、税通一〇1 および加害者を知った時が午前零時でない限り、初日は算入し ない。「最判略が・10・19氏祭三六十一〇一二一六三」

(期間の満)

前条の場合に 期間は、 そ 0 末日の終了をもっ

10民集六一日をもって日をもって

三年法律第百七十八号、期間の末日が日曜日、 収引をしない慣習がある場合)に規定する休日その他の、国民の祝日に関する法律 、刑訴五五3、

第

(日末1:1三至) 完有身百七十八号)に規定する休日その価休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場様に関り、期間は、その翌日に満了する。
*株年(統日:1:1・七七1億、小六〇、民訴九五2、刑訴五五3、通一〇2、特許三2等)
「一〇2、特許三2等」で、入り、小六〇、民訴九五2、刑訴五五3、別一〇2、特許三2等」で、入り、大の公司というで、大日の公司というで、大日の公司というで、大日の公司というでは、特別の「一世の五一」と定められた「一世の五一」と記述される。「最判平11・3・11民集五三一一四五一」) 芸 一三 一三 の 駅 示の 事場 税同

(暦による期間の計算) (暦による期間の計算) (暦による期間の計算) (暦において、最後の月に応当する日がないときは、その月のは、最後の週、月又は年においてその起算日に応当する日のは、最後の週、月又は年においてその起算日に応当する日のは、最後の週、月又は年においてその起算日に応当する日のは、最後の月に応当する日がないときは、その期間をにおいて、最後の月に応当する日がないときは、その月の常において、最近による期間の計算)

税通一〇1(2)(3)等)

第七章

第一節

1 (時効の効力)

1 (時効の効力)

第一四四条 時効の効力は、その起算日にさかのぼる。
第一四四条 時効の必要性(一六、時効消滅した横権による相殺(五〇人)、民法の規定の単規(計三二、2、地目二三六3、祝通七二つ、時を起算として決定すべきものであって、時効接用者において時を起算として決定すべきものであって、時効接用者において時を起算として決定すべきものであって、時効接用者においてに変した。

1 (時効の効力)

1 (時効の効力)

第

裁判所がこれ

(時効の援用)

総則効

・七四2、世界を要 地税な 一八場

14

4

大時効の援用は効力をよれている。

一二一四二○)

一二一四二○)

(最判昭61、その後に

6・3・17民集四○ ・非農地化後にされ に右農地が非農地化

覧後に

11

12

13

15

16

五れが消条な時滅 五条9・一五六条4 れない。(最大判昭4・4・ か時効の完成を知ってされた が関係がの完成を知ってされた。 ・20民集二〇一四一七〇の承認をしたという事実が ること ひは右 一件承 四さ認

四勋

て中

承認 (一五 八四九——六 八四九——六

9

10

0

11

12◆

13

・る 3 関

れ確提

触の

第一四六名

ハ条時効の利金の放棄)

利益は、

あらかじめ放棄することができ

t 75

14

(時効の中が生じた当)を有する。 で、当事者及びその承継人の間に 八条 前条の規定による時効の中断の効力が及ぶ者の範囲) に中 お断 いは てのそ みの中 そ断 のの 効事 力由

(一國七)、 本条に関連す

匹

時効完成後の債務承認・

一部弁済など

民法

総則

時効

時 四五八 効

総則

(8)

ポー裁 九条 裁判 ° O 型 又は取下げ の場合に

みなされるもの(会更) 七(1)、裁判上の請求(1) 二八三・二八六6、手八 二八三・二八六6、手八 一(1) 裁判上の請求(1) 財の効力を生じない。 | 三六三、 二五一〇〇二五一〇〇一版は、裁正版は、裁正版は、裁正版は、裁正版を表記 裁(家事

4 3 🔷 て中断の効力を生じる。 れた時ではな

5

九) **少民群一四七条**一・民 による消滅時効中断の効力 のみ判決を求める旨を明示

・3・21判時六六四―の消滅時効の中断事由

かられ、訴訟終結後六か月内に他の強力といってなしな許貴行為取消しの訴えの提出の対対をもって該被担保債権の存在を埋る訴訟において、被担保債権の対対をもって該被担保債権についる訴訟において、被担保債権の対対があるとはいえないが、訴訟とってなしな許貴行為取消しの訴えの提出をいってなりない。 第〇

10

11

13 12

14

16 15

(支払督促) 文払督促は、債権者が民事訴訟法第三百九十二条第一五〇条 支払督促は、債権者が民事訴訟法第三百九十二条に規定する期間内に仮執行の宣言の申立てをしないことによりをの数力を失うときは、情権者が民事訴訟法第三百九十二条を開工した。

一和 (昭和二十六年法律

五一条 和解の申立て又は民事調停法解及び調停の申立て)

第二百二十二号)若しくは第年五十二号)による調点 律第五十二号)による調点 を提起しなければ、時効の を上記出立三本条改正 平二三法二三本条改正 *請求(一四七旬)、和解の 七三) **効の中断の効力を生じない。** が調わないときは、一箇月以内に調停の申立ては、相手方が出頭は 調停の申立ては、相手方が出頭は が山頭せず、

和解の呼出し 任意出頭

マ民事調停法に基づく調停の申立では 財事由になり、調停が不成立によっ 別の対方を生ぎる。(最判平5。3 町の効力を生ぎる。(最判平5。3 3・26民生 よって終了。 右調停のよ 氏集四七―四―三二〇の申立ての時に時効中了した場合にも、一かれての時に時効中での時に時効の内容を類推して時効の内容を類推して時効の内容を類推して時効の内容を類推して時効の内容を類がしている。 ○中か中

(破産手続参加等) 第一五二条 破産手統参加、再生手統参加 にときは、時効の中断の効力を生じない たときは、時効の中断の効力を生じない たときは、時効の中断の効力を生じない たときは、時効の中断の効力を生じない 第 参加 。その-の届出 が却下 丁統参加 (民再 さ参

(催告)

(催告)

第一五三条 催告は、六箇月以内に、裁判上の申立て、和解の申立て、及差押え又は仮処分を・
手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分を・
で中断の効力を生じない。
の中断の効力を生じない。
の中断の効力を生じない。
「平二三法三本条改正〕
**請求(一四七①、裁判上の請求(一四九)、和
「東信報、「四七①、表押。 分をしなければ 再生手続参加 和上の請求、主

(会計三二、1 一五二)、差押: (会計三二、1 4,21

たとき

で(民教四○・五名(民保四七―五人、差押え(民教四七―五人

総則

三3 に執行 小・は行債 上29 、更債 集・合た

マ俊務の一部介済として振り出され われた場合には、小切手の支払い 務の不認たる効力を有し、時効 務の不認たる効力を有し、時効 8・虹長集一〇一四一七〇二 ・1・・20長集二〇一四一七〇二 ・20長集二〇一四一七〇二

b) 時効は中断される。(最判昭36 対いによる債務の弁済として、母された小切手が支払人により支払

・債払

|三七)→ |四五条20 | → |四五条19 ・ |四五条19 ・ |四五条20 | |

四最

第 北一五五条 れば、時 れば、時 五五条 差押え、仮差押え及び仮処分は、五五条 差押え、仮差押え・仮処分(一四七②・一五四)*差押え・仮差押え・仮処分(一四七③・一五四)* 五四、 知 がをし効 時効 た後でなけ 中断の当事

(承認)
「承認)
「承認)
「承認)
「承認)
「承認)
「本語、一五六条 時効の中断の効力を生ずべき承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力又は権限があることを要しない。「大判大で・10・9民録ニ四ー「八六)や「三条っきる。(大判大で・10・9民録ニ四ー「八六)や「三条っきる。大判大で・10・9民録ニ四ー「八六)や「三条っきる。大判大で・10・9民録ニ四ー「八六)や「三条っきる。大判大で・10・9民録ニ四ー「八六)や「三条っきる。大判大で・10・9日間があることができる。」
「本語」
「本語」
「本語」
「本語」
「本語」 第

裁判が確定した時 山が 終了 た時

四事由二二 **식**별 種❷

・20 石決定の 石決定の 第三二十 に可決定が に可決定が

、残った債権の消滅時効 録代

は法定代理人

権利に人はは

小介

)⇔七二四条13 **最**

他の正 方に対して有す る権利 につ 6

第一 (夫婦間の) 権利の の時 一効 方の が停

効は、ヤヤマグ ホ・七五八一七六二) *夫婦間の契約取消権は、完成しない。 ない。解消の時から六箇月を経過するまでの間は、 時効 取得時効 夫婦の財産関係 七五五

(天災等による時効の停止) 第一六一条 時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避け第一六一条 時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けは、時効は、完成しない。 間は、時効は、完成しない。 できない事変のため時効を中断することができないときは、その障害が消滅した時から二週間を経過するまでのときない。

(所有権の取得時効)

(所有権の取得時効)

(所有権の取得時効)

(所有権の取得時効)

(所有権の取得時効)

(所有権の取得時効・に大きは、その所有権を取得する。

*所有の意思をもって、平穏に、かつ、公然と他人の

な然と他人のの意思をもって、平穏に、かつ、公然と他人の

な然と他人のの意思をもって、平穏に、かつ、公然と他人の

な然と他人のの意思をもって、平穏に、かつ、公然と他人の

な然と他人の意思をもって、平穏に、かつ、公然と他人の

な然と他人の意思をもって、平穏に、かつ、公然と他人の

な然と他人の意思をもって、平穏に、かつ、

(所有権の取得時効)

(所有権の取得時効)

(所有権の取得時効)

七五 時

14

10

11

12 🔷

13

17 16

18 ▽占有における所有の意思の り土で名観的に定める所有の意思の り土をする取得時効制度では、2別時六一上 料昭4・010・2別時六一上 大西四十五一。 で完成を認定する者が、1年初 の完成を認定するとしてい で表現する者が、1年初 の一人が、1年初 思の有無は、占有取得の原因たる事実に出めの有無は、占有取得の原因たる事実によれるべきものであるから、交後契約によい者は所有の意思があるといえる。(最近上十五二)でいたかを確定する必要は、此得時効の目的物のという事実状態を権利関係にまで高めい。 という事実状態を権利関係にまで高めい。 という事実状態を権利関係にまで高めいるという事実状態を権利関係にまで高めいるという事実状態を権利関係にまで高めい。

単独に相続したものと信じて疑わず、

取得時効

36

30 とにしたのをいい、不動産所有者その他占有の不法を主張する者から 単議をうけ、不動産の変遷、右占有者名義の所有権を転登記の とにはならない。(裁判昭3・4・16 [集集] (1) 四四三三) 29 本条にいう審意・無過失の占有というを対すない。(裁判昭4・1・3) 4 (表) 4 (表

民法

時効

消滅時効

0)

又は他人によっ

中断 (一四七)、本条の準用 (にその 占有を中止し、又は他 ときは、中断する。 *占有の侵奪 (二〇〇・二〇一。 てその占有を奪われた時効は、占有者が任意

ま一六五条 前条の規定は、

第三節

本条 第一六六条 消滅時効は、権利を行使することができる時から 連行する。 2 前項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占 連行する。 連行する。 連行する。 連行する。 連行する。 連行する。 地行する。 地域の地域を が、とだし、権利者は、その時効を中 おいても占有者の解始の時から取得時刻が が、半減時効・般治よび権利失効の原則 とし、もはや右解除権の行使は許多なとができる。 を観察に反すると認められるような特別の事由がある。 に乗九一二一十七八) サー条的 の下では、表別除権はその情ともかからが信 を観察に反すると認められるような特別の事由がある場合に は、もはや右解除権の行使は許多なの原則 では、もはや右解除権の行使は有多でも、右手約による所有権移転登記 を観察に反すると認められるような特別の事由がある場合に は、もはや右解除権の行使してめ、その後にこれを行使せず、相手方に れて、ものと解すべき正当の申析がある。 は、もはや右解除権の行使しているときは、他に特膜の事由がある場合に は、を削除権はそのの思想表の時まで有効に存続している。 ものと解すべきである。 は判解の もでは、技解除権はそのの思想表の時まで有効に存続している。 ものと解すべき正当な事由が足でため、4・6 を対象のの解による原状値投請水積は、解除によって新たに発生 をが、それたし、 をである。 は判解のの時から約一四年後不 では、 をである。 ものと解すべきでも、 をである。 は、 ものと解すべきでも、 をである。 は、 ものと解すべきでも、 ものとをである。 は、 ものと解すべきでも、 ものとをである。 ものとが、 もの

1.3

15

第百六十三条の場合について準用

10

12

4・3民録二四一六六九)り五四五冬または停止条件を付したものでない以または停止条件を付したものでない以または時から進行する。(最判昭33・11・ 1・6民集一二―一い以上、予約完結権行使につき特に始期 五条4

(最判昭55・11・1民集一四-一三十二七八一) み商五二滅時効は、本来の債務の履行を請求しうる時から進行す解除に基づく原状回復総務の履行不能による損害賠債債務

7.7

32

31

2債権と (債権等

外の財産権は、

- 7.E 一十年間行いときは、

消滅す な いる とき

9

(の三1)、●特別 (取消権 会計三〇、地自二三六1、 会計三〇、地自二三六1、 ・九五七2、商五二二、手

10

民法 総則 効

総則 時効

消滅時効

14

2 定期金は 原一六八名 そ金となハのきい条 条債 の債務者に対して承認の債権者は、時効の中の債権者は、時効の中でも、同様とする。いときは、消滅する。 最第 の回 の弁済期から十年間行回の弁済期から二十年 | 行使し

認中 書断 のの 交担 を求め ること といがい でつ きで

には該当し、一六七1)、一六七1)、 『しない。(大判明の・6・13民経、時期を定めて数回に弁済すべき法五)、❷承認(一四七億・一五六)と、●定期金債権(六八九―六九四) 芸品 録し三と 恩

第(定は他一定)

Ó 短 期消滅時効)

第

第一七〇条 次に掲げる債権は、三年間行使しないときは、消滅する。ただし、第二号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。
一 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権 (権の消滅時効 (「六七1) 請負人の債権 (六三二・六三三) * (故郷の消滅時効 (「六七1) 請負人の債権 (六三二・六三三) * (故郷の消滅時効 (「六七1) 計負人の債権 (六三二・六三三) * (故郷の消滅時効 (「十七十) (大七十) (

*債権の消滅時効 (1六七1)

ら二年 間関 行使し

第二

七年

四の 条短 期

次に掲げる債権は、消滅時効)

年間行使しない

ときは、 人の

消

て定 す

め た使用・ 者の

報酬又はそ

0)

滅す

あ項 つが て終 67 そた

第

第一七三条 次に掲げる債権は、二年間行使しないときは、消滅する。
一 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品一 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の仕事場で他人のために仕事をすることを業とする者の仕事に関する債権
三 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権
三 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権
「個の代価に入いて有する債権

第(判 原する 月又はこれより短い時期によって定係る債権 保る債権 保る債権 建送質に係る債権 建送質に係る債権 型送質に係る債権 料理店、飲食店、貸席又は娯外、席料、人場料、消費物の代価又は料、席料、人場料、消費物の代価又は 料、席料、人場料、消費物の代価又は 料、席料、人場料、消費物の代価又は かき 一次 利力 製産の損料に係る債権 大多二号所定の労力・マ網元またはその代理人の指揮下にあって 1 マ網元またはその代理人の指揮下にあって 1 マ網元またはその代理人の指揮下にあって 1 マ網元またはその代理人の指揮下にあって 1 マ網元まで 1 マ網元またはその代理人の指揮下にあって 1 マイカー 1 一七四条の二 確定刊決で確定した権利の 判の 刊決によっての消滅時効)

・の時効に係る。(最判昭36・定の労力者の賃金債権に当た事するいわゆる網廻し労務に当ためって曳子を指揮監督し、由あって曳子を指揮監督し、由

・たに曳

確定 権 莉 0 60

る。(大判昭15・9・18民集:九-一六一一)動を明認せしむるに足るべき特殊の公示方法

を要す

第 第一物

997

るで 公証人は 務 研に関して受け取ばその職務を執行 ・ 弁護士又は4 取った書類 大法・ 書類について、その責任を免れ、時から三年を経過したときは、法人は事件が終了した時から、

第

(二年の短期消滅時効)
(二年の短期消滅時効)
と
の事項に関する債権は、消滅する。
・*債権の消滅時効(一六七1)

Ŧī.

四三

は娯 は立替金に係り

お債権

よって確定した権利上の和解、調停その外があるものであってす

権利についても、その

て決時

生生人

破一二四3、民再一○四3、会三九六、仲裁四五1、民調一京、確定判決と同一の効力を有す

時に弁済期

0

到来して

な

9

◆物権的請求権の相手力等ー登記名義人に対する請求(否当 「マ土地上に権所なく存在する家屋の収去を求める場合には、 「本の家屋を所有することによって土地所有権を侵害してその家屋を所有することによって土地所有権を侵害して、 「登記博上譲渡人の所有名義人が実際には建物を所有したことがなく、 「もい冗集ー四」人一三九六」 「自己名義の所有名義人が実際には建物を所有したことがなく、 「自己名義の所有名義人が実際には建物を所有したことがなく、 民法 物権

い場合には

には、単に

に対抗するためには、権利のの所有権から独立して処分で湯口権」は、慣習法上、一種

変きの

2 🔷

(最判昭35 を 会には、現実 を 会には、現実 は、その譲渡 は、その譲渡

か、創設することができない。
か、創設することができない。
か、創設することができない。
か、創設することができない。
*本法に定める物権(民施三五・三六・
に定める物権(民施三五・三六・
に定める物権(民施三五・三六・
(横濱法上の物権―土土権
横濱法上の物権―法工権
大地を使用する権利は民法上の地
とはで表のみの所有権を認めることはで表のみの所有権を認めることはで表のみの所有権を認めることはで表のみの所有権を認めることはで表のみの所有権を認めることはで表のみの所有権を認めることはで表のみの所有権を認めることはで表のみの所有権を認めることはで表のみの所有権を認めることはで表のよりを関係という。

とはできない。(大判大ら上の地上様であり「上土海地の上に建物を所有するな

6権ため

2なそ

10地の

五の三七他八

権へいると

準抵六律二

物権

民 175~176

第二編

六法

一四七全部改正

第一物

他の法律に定めるも

0

0)

ほ

第

_ 章

総則